

青森県報

第三百九十八号

令和三年
十二月十三日
(月曜日)

目次

- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 令和三年中小企業等労働条件実態調査の実施……………(労政・能力開発課) ……二
- 青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……三
- 右……………(同上) ……三
- 右……………(同上) ……四
- 右……………(同上) ……四
- 右……………(同上) ……四

告

示

青森県告示第八百十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 三三〇
登録年月日	令和 三・三・三
氏名又は名称	ハビネス 株式会社
住所	青森市浪岡大字下 元十川五九の村
事業名称	ヘルパー シヨーン ピネス
所在地	黒石市大 字福民西 二丁目一 八二のプラ ンドール 一号
業務開始年月日	令和 三・三・三
備考	訪問介護

青森県告示第八百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
特定非常利活動法人豊穰の杜	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
北東北町上北郡一丁目二二の九三	名称	主たる事務所の所在地	共同生活援助	名称	所在地	令和 四・一・一
北東北町上北郡一丁目二二の九三	名称	主たる事務所の所在地	共同生活援助	名称	所在地	令和 四・一・一

青森県告示第八百十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
千葉 大輔	弘前大学医学部附属病院	整形外科（肢体不自由）	令和三年十二月三十一日
	所在地		
	弘前市大字本町五三		

青森県告示第八百二十号

令和三年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する民営の事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の有無）

(二) 勤務制度・労働時間制度（勤務時間制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働者の正規化、労働時間の把握方法）

(三) 休暇制度（年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度）

(四) 育児休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のための制度）

(五) 子の看護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(六) 介護休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のための制度）

(七) 介護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(八) 病気休職・病気休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(九) 働き方改革（働き方改革の認知度、必要性、取組状況、課題、必要な行政支援）

2 報告を求めるとする基準となる期日は、令和三年十二月三十一日とする。

四 報告を求めるとする者

県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

五 報告を求めるとする方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

令和四年一月一日から同月二十日までとする。

青森県告示第八百二十一号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第九百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「代表者名義変更届」を「代表者変更届」に改める。

第一号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

第三号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

第五号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

める。

第七号様式中「代表者名義変更」を「代表者変更」に、「代表者が」を「代表者を」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。
第八号様式、第十号様式及び第十三号様式中「代表者氏名表者氏名」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第八百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	国 道	二七九号	むつ市大畑町赤川村二五の一から むつ市大畑町赤川村八の一まで	七・五一メートルから 一〇・一二メートルまで	敷地の延長 一五六・〇〇メートル
			七・五一メートルから 一〇・一二メートルまで	四・〇〇メートルから 七・〇〇メートルまで	敷地の幅員 一七五・〇〇メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東復建設株式会社
- 二 代表者の氏名 山田慶次
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字売市字右水門下二の一

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一一七号
- 五 取消年月日 令和三年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

七 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

令和三年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円